

マイナンバーが始まります！(社会保障・税番号制度)



マイナンバー制度における個人情報の管理

マイナンバーを安心・安全にご利用いただくために、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための対策をしています。

制度面

- ① 法律に規定があるものを除いて、特定個人情報(※)の収集・保管を禁止しています。
(※「特定個人情報」とはマイナンバーを含む個人情報のこと)
- ② 特定個人情報保護委員会による監視・監督を行います。
- ③ 罰則を強化します。
- ④ 国や地方公共団体等に、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられています。



特定個人情報ファイルを保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な対策をすることを宣言するもの。御代田町でも評価を実施し、町ホームページで公表しています。

システム面

- ① 個人情報は一元的に管理せず、行政機関ごとに分散して管理します。
- ② 行政機関が情報をやりとりする際には、マイナンバーは使用せず、暗号化した符号を利用します。
- ③ マイナンバーを利用するシステムへアクセスできる人を制限し、アクセス記録を管理します。
- ④ 通信の暗号化を実施します。
- ⑤ マイナポータルより情報提供等記録の確認ができます。(情報提供等記録開示システム)平成29年1月から利用開始予定です。
⇒マイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのかを自宅のパソコンから確認できるシステムです。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

マイナンバー制度のお問い合わせは

コールセンター (全国共通ナビダイヤル)

0570-20-0178

平日 午前9時30分～午後5時30分

(土日祝日・年末年始を除く) ※通話料がかかります。

ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

防災の日(9月1日)・救急の日(9月9日)

9月は防災の日があり、救急の日もある防災の意識を高める月です。
防災にはさまざまな災害の対応が必要となりますが、今回は台風に備えて風水害と救急のことについて触れたいと思います。



風水害に備えて

まず、台風情報を把握し、風水害の対策をしましょう。

- 飛散する物は外に置かない、また飛散しないように固定する。
- 飛散物や落下物に注意する。
- 降雨量が多い時は、水路や河川に近づかない。土砂崩れにも注意する。
- 浸水に備えて土のうを準備する。自宅にある、ゴミ袋等でも代用できます。^{*1}
- 浸水等による避難勧告に備えて、防災用品を準備する。(水・保存食・着替えは3日分が目安。その他、ライト・電池・救急箱・ライター・ラジオ等)

※1 家庭で作れる土のう

ゴミ袋や買い物袋に7割くらい土を入れ口を縛ります。その他にも、水を入れたポリタンクをブルーシートで覆うという方法でも代用できます。



救急について

救急と言っても、命に関わるものから骨折や出血等の対応まで、さまざまな応急手当があります。その中でも今回は命に関わる“心肺蘇生法”を紹介します。

- ① 倒れている人を見かけたら、周りの安全を確かめてから近づき、反応があるかを確認します。
- ② 反応がなければ、周りの人を呼び、119番通報の依頼とAED(写真)を持ってきてもらうよう依頼します。
- ③ 普段通りの呼吸をしているか確認します。呼吸がなければ心肺停止と判断し、胸骨圧迫(心臓マッサージ)を連続30回行います。可能であれば、気道の確保をし、人工呼吸を2回行います。
- ④ 胸骨圧迫と人工呼吸を救急隊が到着するまで繰り返し行います。
- ⑤ AEDが手元に届いたら、AEDを優先的に使用します。手順は音声で説明してくれます。



普通救命講習を受講しよう

上記で説明したことは、実際に行ってもらおう心肺蘇生法を簡略化したものです。詳細を知りたい方・実際に行ってみたいという方は、御代田消防署で受講できる普通救命講習を申し込んでください。心肺蘇生法の他にも、喉に物が詰まった時の対処法や、止血法などができます。最低5人からの申し込みが可能です。是非、1度は受講してみてください。

お問い合わせは御代田消防署救急救助係まで

☎(32)0119